

令和6年度 同意書（1号認定用）

以下の事項をよくお読みのうえ、ご署名をお願いします。

1	適正な教育・保育を行うため、関係機関から入園児童に関する資料を取得することがあります。また、関係機関からの求めに応じ入園児童に関する資料を提供することがあります。
2	入園手続きに必要な書類は、申請締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、入園不承諾となる事があります。
3	申請書類の有効期限は、当該年度末日までとなります。翌年度も認定こども園の利用を希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。
4	申請（入園）後、世帯等の状況に変更が生じた場合は、「各種変更届」に変更事項を記入し、すみやかにこども未来課へ提出してください。
5	認定こども園の入園日は原則毎月初日とし、退園は毎月末日となります。月途中入園（退園）の受付はいたしません。
6	給食費等が滞納となった場合、督促状を送付します。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差し押さえを行うことがあります。
7	認定こども園への在籍のためには月10日以上に登園実績が必要となります（長期休業期間等は除く）。長期欠席等の理由により、退園となる場合があります。
8	支給認定、副食費の減免等のために、提供された個人番号（マイナンバー）を用いて、関係機関から必要な情報を取得することがあります。
9	申請内容に虚偽があった場合、認定こども園の退園決定や支給認定の取り消しを受けても、異議ありません。

天理市長 様

支給認定の申請及び認定こども園の利用にあたり、上記事項について同意します。

年 月 日

住 所

保護者氏名

続柄：児童の（ ）

（自署）

（自署）

続柄：児童の（ ）

注意：保護者全員が同意してください。